

奈良県告示第二百四十九号

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

なお、この告示による改正後の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の規定は、同日以後に行う申請について適用し、同日前において行われた申請については、なお従前の例による。

令和元年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一項第一号を次のように改める。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者